社会学委員会分科会の設置について

分科会等名:社会学分野の参照基準検討分科会

1	(複数の場合は、主体となる 委員会に○印を付ける。)	社会学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
က	設置目的	日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別の教育課程編成上の審議について」を受けたことから、同年12月に幹事会付置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととしたことから、社会学委員会はその審議のために、「社会学分野の参照基準検討分科会」を設置する。
4	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、社会学分野の教育 課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題 を審議する。
5	設 置 期 間	時限設置 平成25年4月23日~26年9月30日
		常設
6	備考	※新規設置